

## 時間外労働または休日労働をさせようとする場合には36協定が必要です。

労働基準法では、労働時間の基本原則として、1週間について40時間、1日について8時間という上限を定め（労基法第32条）、また、毎週少なくとも1回の休日を与えることを使用者に義務づけています（労基法第35条）。しかし、労使で時間外労働・休日労働協定を締結し、労働基準監督署長に届け出ることを要件として、法定労働時間を超える時間外労働や法定休日における休日労働を認めています（労基法第36条）。この協定を結ばないまま時間外労働、休日労働をさせることは、罰則（労基法第119条）をもって禁じられています。

ところが、保育園や清掃工場のようにどんな例外的な取扱いの余地もない職場ですら、時間外労働・休日労働協定を結ばないまま、違法な時間外労働をさせている自治体があります。公共サービス民間職場でも同様の例があります。このような違法状態は一も早く根絶しなければなりません。あわせて、自治体非現業職場であっても、この協定を活用して時間外労働の適正化を進めましょう。

時間外労働・休日労働協定は、使用者と、労働組合またはいわゆる過半数代表者との間で、事業場（職場）ごとに結びます。この協定は労基法第36条に基づくことから、「36協定」（さぶろくきょうてい）と呼ばれます。